

目 次

第1章 道路交通の安全

1 交通安全思想の普及徹底

- (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進・・・・・・・・・・・・ 12
- (3) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等・・・・ 24
- (4) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進・・・・・・・・ 25

2 安全運転の確保

- (1) 運転者教育等の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- (2) 運転免許制度の改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- (3) 安全運転管理の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- (4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進・・・・ 41
- (5) 交通労働災害の防止等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- (6) 道路交通に関する情報の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

3 道路交通環境の整備

- (1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備・・・・ 45
- (2) 幹線道路における交通安全対策の推進・・・・・・・・・・・・ 47
- (3) 交通安全施設等整備事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
- (4) 高齢者等の移動手段の確保・充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
- (5) 効果的な交通規制の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
- (6) 自転車通行空間整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
- (7) ITS の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
- (8) 交通需要マネジメントの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
- (9) 災害に備えた道路交通環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
- (10) 総合的な駐車対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
- (11) 道路交通情報の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
- (12) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備・・・・・・・・・・・・ 68

4 車両の安全性の確保

- (1) 自動運転車の安全対策・活用の促進・・・・・・・・・・・・・・ 70
- (2) 自動車アセスメント情報の提供等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
- (3) 自動車の検査及び点検整備の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72

(4) リコール制度の充実・強化・	74
(5) 自転車の安全性の確保・	75
5 道路交通秩序の維持	
(1) 交通指導取締りの強化等・	76
(2) 交通事故事件に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進・	78
(3) 暴走族等対策の推進・	80
6 救助・救急活動の充実	
(1) 救助・救急体制の整備・	81
(2) 救急医療体制の整備・	82
(3) 救急関係機関の協力関係の確保等・	83
7 被害者支援の充実と推進	
(1) 自動車損害賠償保障制度の充実等・	84
(2) 損害賠償の請求についての援助等・	85
(3) 交通事故被害者等支援の充実・強化・	86
8 調査研究の充実・	87
第2章 鉄道交通の安全	
1 鉄道交通環境の整備・	88
2 鉄道交通の安全に関する知識の普及・	90
3 鉄道の安全な運行の確保・	91
4 鉄道車両の安全性の確保・	93
5 救助・救急活動の充実・	94
6 被害者支援の推進・	95

第3章 踏切道における交通の安全

- 1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等
立体横断施設の整備等の促進・・・・・・・・・・・・・・・・ 96
- 2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施・・・・・・・・ 97
- 3 踏切道の統廃合の促進・・・・・・・・・・・・・・・・ 98
- 4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置・・・・・・・・ 99